

2 - 2 所得階級別人員

(1) 所得者別人員

階級区分	合 計 所 得				譲渡所得のある者	譲渡所得のある者のうち短期譲渡がある者	山林所得のある者
	営業等所得者	農業所得者	そ の 他 者	計			
	人	人	人	人	人	人	人
70万円以下	3,610	214	3,867	7,691	1,873	392	161
100万円 "	5,530	344	6,055	11,929	744	84	28
150万円 "	10,874	1,224	21,935	34,033	1,002	88	45
200万円 "	11,486	1,710	34,959	48,155	889	51	35
250万円 "	10,290	1,832	25,441	37,563	665	34	22
300万円 "	8,241	1,799	15,794	25,834	639	21	15
400万円 "	10,192	2,966	20,939	34,097	980	40	22
500万円 "	5,559	2,062	14,324	21,945	770	19	16
600万円 "	2,730	1,276	10,945	14,951	550	19	8
700万円 "	1,553	788	8,894	11,235	487	8	1
800万円 "	980	404	6,486	7,870	411	4	2
1,000万円 "	1,105	449	8,312	9,866	672	14	1
1,200万円 "	547	216	4,985	5,748	490	9	1
1,500万円 "	515	96	4,819	5,430	528	12	1
2,000万円 "	535	50	4,333	4,918	511	8	1
3,000万円 "	467	22	3,002	3,491	429	5	1
5,000万円 "	324	6	1,882	2,212	259	6	1
5,000万円超	186	3	839	1,028	155	4	-
合 計	74,724	15,461	197,811	287,996	12,054	818	361

調査対象等：平成16年分の申告所得税の納税者について、平成17年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布を示したものである。

用語の説明：1 「合計所得」とは、損益通算後純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

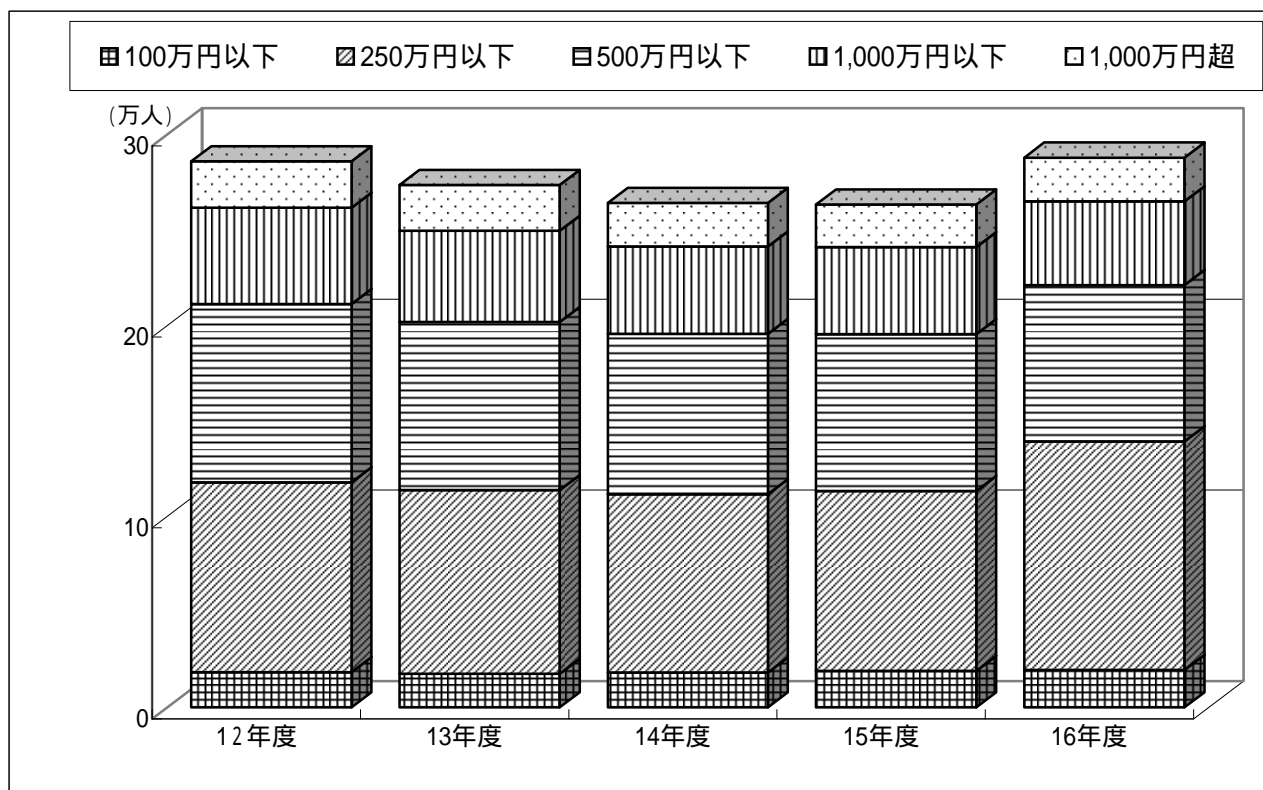
2 「変動所得及び臨時所得の平均課税」とは、所得税の納税義務者に変動所得(漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得)又は臨時所得(職業選手等の契約金等で臨時に発生する所得)ある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は数年間分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。

(注) 1 「合計所得」の「計」欄の内書は、「変動所得及び臨時所得の平均課税」の適用を受けた者を掲げた。

2 「譲渡所得のある者」及び「山林所得のあるもの」欄の人員は「合計所得」欄に掲げた者のうち、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて所得金額を階級区分して再掲した。

なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失であるものを掲げた。

第 - 2図 所得階級別人員の推移



第 - 3図 所得階級別人員の構成比較図

